

産業廃棄物処理計画書		令和7年6月26日
愛媛県知事 中村 時広 殿		
提出者		
住 所 愛媛県西条市小松町新屋敷甲1216-4		
氏 名 東亜道路工業株式会社 四国支店		
支店長 中村 暢行		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号 0898726161		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>		
事業場の名称	東亜道路工業株式会社 四国支店	
事業場の所在地	西条市小松町新屋敷甲1216-4	
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	建設業	
② 事業の規模	受注高 10.7億円	
③ 従業員数	12 名	
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	工事受注後に産業廃棄物委託契約締結を行い、工事施工に伴い生じた廃棄物を契約締結した収集運搬業者にて運搬し中間処理(再資源化)もしくは最終処分を行う。	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	混合廃棄物
	排出量	1650 t	8 t

①現状

(これまでに実施した取組)  
排出される産業廃棄物は、工事現場より発生しそのほとんどががれき類である。  
発生量は工事受注量により変化する

	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	混合廃棄物
	排出量	1200 t	6 t

②計画

(今後実施する予定の取組)  
産業廃棄物の発生を抑制する施工方法や発生する産業廃棄物を再生品として再利用できる方法を検討し、発注者へ提案していく。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類については、コンクリートとアスファルトを分別し中間処理施設(再資源化)へ搬出している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 社員や協力会社への指導・教育を行い分別と減量化を推進する。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2024年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	該当なし
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	該当なし
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2024年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	該当なし
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	該当なし
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		

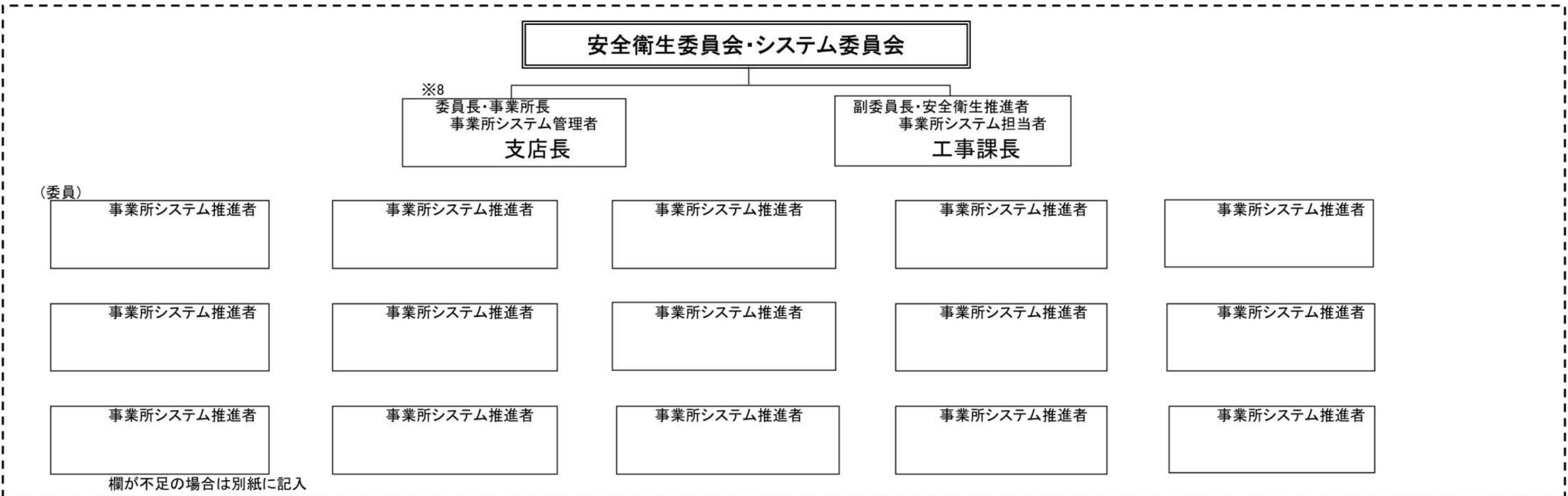
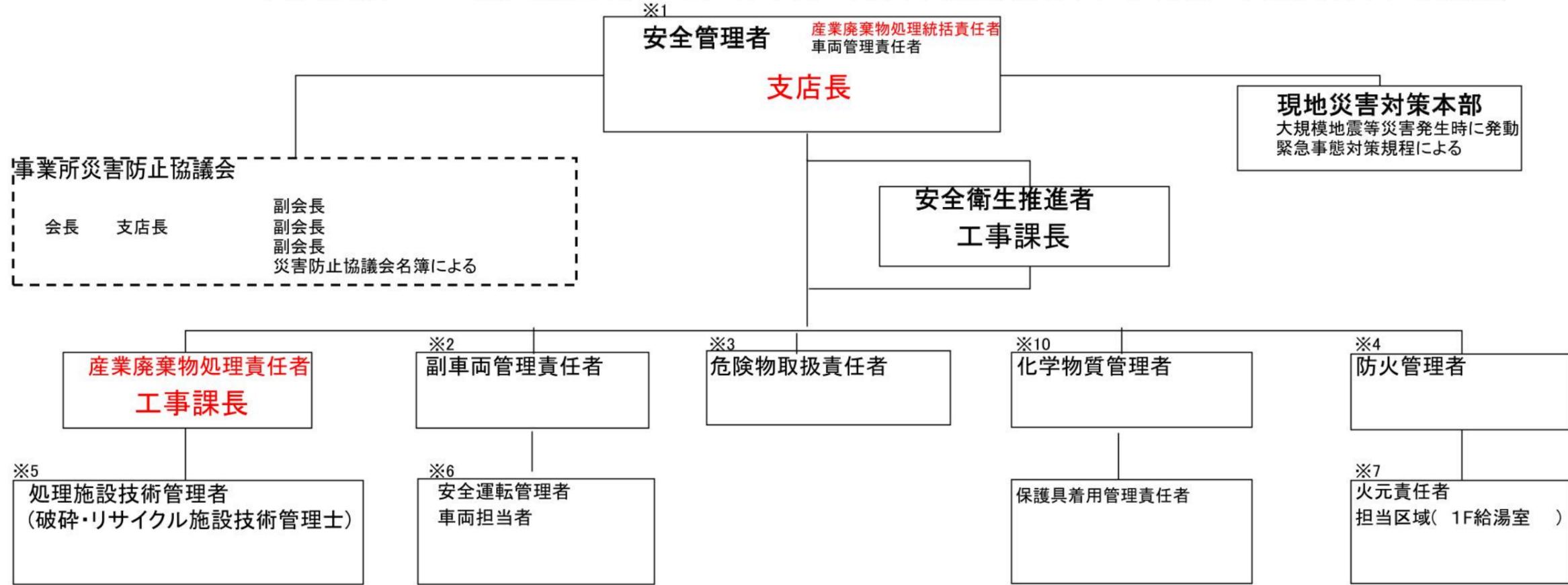
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（ 2024年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	該当なし
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	該当なし
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（ 2024年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	がれき類 混合廃棄物
	全処理委託量	1650 t 8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1650 t 5 t
	再生利用業者への処理委託量	t 3 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物処理業者の選定に伴い、委託先の現地確認を実施。委託先の処理状況を確認した。廃棄物管理票の管理を徹底する。	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	混合廃棄物等
	全処理委託量	1200 t	6 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1200 t	6 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 処分委託先の選定にあたり、優良認定処理業者への委託を優先する。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

四国支店 安全衛生管理・安全システム管理・廃棄物管理・車両管理・防火管理 組織表



※1 安衛法第11条により省令で定める資格を有する者の選任を要する場合がある  
 ※2 副車両管理責任者は事務課長が任にあたる  
 ※3 消防法第13条により一定量以上の貯蔵がある場合は危険物保安監督者として届け出が必要  
 ※4 消防法第8条に定める防火対象物の場合は法令で定める資格を有する者を選任し届出る  
 ※5 廃掃法第21条による技術管理者  
 ※6 道路交通法第74条の3により安全運転管理者の届出を要する場合がある  
 ※7 火元責任者の担当区域を定め任務にあたらせる  
 ※8 委員長は安全管理者がその任にあたる  
 ※9 副委員長は安全衛生推進者がその任にあたる  
 ※10 労働安全衛生法57条の3、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針により指名